

令和2年第8回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年8月21日(金) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡森 喜与一
2 番 上和野 忠一
3 番 一本木 孝久
4 番 山本 長栄
5 番 上野 哲
6 番 小赤澤 悦子
7 番 佐々木 秀子
8 番 新田 善男
9 番 木村 正美
10 番 諏訪 剛郎
11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

雫石 小谷地 明弘
雫石 長坂 則雄
雫石 細川 仁
雫石 田村 國彦
御所 藤本 伸
御所 米澤 正記
御所 川口 英敏
御所 細川 健一
西山 高橋 浩之
西山 岡本 忠美
西山 野々村 正男
西山 櫻田 一夫
御明神 伊藤 庄一
御明神 林尻 勇人
御明神 石塚 正美
御明神 横欠 初男

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 西山 葛根田 善栄
〃 御明神 中村 守男

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地転用許可後の事業計画の変更申請に対する意見決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上村 光 俊
主査 高橋 直也
主査 上路 里子

開会時刻 午後2時00分

議長

只今の出席議員は、農業委員11名、推進委員16名、計27名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和2年第8回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては、9番、木村正美委員、長坂則雄推進委員、米澤正記推進委員、櫻田一夫推進委員、石塚正美推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、1番を櫻田一夫推進委員、2番を石塚正美推進委員、農地の現状変更に関する届出に係る現地調査報告について、1番を米澤正記推進委員、2番、3番を9番、木村正美委員にお願いします。

櫻田 推進委員

西山地区、櫻田です。農地転用完了の番号1について、調査報告をいたします。場所は6ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇から東へ約200mに位置する場所です。こちらは、農業用施設用地として〇〇新築等の目的で申請され、平成29年10月の総会で審議したもので、令和2年8月に完了ということです。現地を確認したところ、〇〇は新築され〇〇の整備等も完了し、転用目的のとおり利用されていることを見て参りました。以上で報告といたします。

石塚 推進委員

御明神地区、石塚です。農地転用完了の番号2についてですが、場所は6ページにあります『農転完了：〇〇』となっているところで、〇〇から西へ約950mに位置する場所です。こちらは、農業用施設用地として〇〇新築等の目的で申請され、令和元年9月の総会で審議したもので、令和2年1月に完了ということです。現地を確認したところ、〇〇や〇〇等が整備されており、当初計画の通りすべての工事が完了し、転用目的のとおり利用されていることを見て参りました。以上で報告といたします。

米澤 推進委員

御所地区、米澤です。現状変更の番号1について、調査報告をいた

します。場所は7ページにあります『現状変更：〇〇』となっているところで、〇〇線にある〇〇橋の北側に位置する場所です。現地を確認したところ、川沿いの畑であり低地にあることを確認しました。現地確認の当日は川の水量が少なく畑への越流はありませんでしたが、届出書に添付されている大雨増水時の写真では堤防を越流し畑へ冠水しており、被害を受けていることを確認しました。今回の計画では、工事残土を利用してかさ上げを行ったうえで畑として利用する計画ですので、周辺農地への影響は問題ないものと思われれます。また、盛土による周辺の水田、水路や道路への影響も無いものと確認して参りました。以上で報告といたします。

9番 木村委員

9番、木村です。場所ですけれども7ページの『現状変更：〇〇』となっている所であります。〇〇を南の方向に走って行きまして、〇〇から南へ約900mの所ですけれども、土地は〇〇の事務所を左手に見ながら入って行ってちょうど突き当たった所にその現場はありました。その現場には当日は3人立ち合いとしていました。話をしていましたら、1m位チップを盛っていたという状況でした。色々話を聞いていると「240立米を入れるんだ」という話をして、「1m入れていて厚さ30cm位にしてそれからバックホーで下の湿地の土と合わせて10cm位今度は細かいチップをその上にやるんだ」と。そして、そばと牧草をやると。「他でやったことがあるのか」と聞いたら「ないです」と。「何でこれをやるんだ」と言ったら、「重機も入れない状態なんでチップを敷いていけば沈まないのやっていきたい」という話でした。誰が来ているのかは分からなかったです。みんな百姓やっているのでも真っ黒なんで。ワイシャツ着た人が居てちょっと離れていたものですから、「あの人社長か」と聞いたら「そうだ」と。その人は親父だったようなんで面白くなさそうに、「実質的には俺がやるんだ」という話をして、社長じゃなくこの人と話してもだめなんだなと思ったんですけども。昔は改良区かからないで湿地の中で全部森に囲まれている部分で両脇に大きい溜め池と小さい溜め池がありました。その人の田んぼが3枚あったんですけれども、「3枚ともぬかってここ何十年と田植えしていない」と。「腰くらいまで入って田植えしたこともあったんだ」ということだったんで。それが「俺が生きてる間に何とかもう一回農地にしたい」という話して「これをやってみようかなと思っていた」ということでした。そこで社長が戻って来たので、「あなたは会社の社長なんだから手続き分かるだろう」と。「農地の部分なんだけれど農地として使う為には手続き要らないと思った。砂利入れたりとか家建てたりするんだったら手続き必要だっていうのが分かっていたけれども農地を農地としてぬからないようにするからいいのかなと思ってやりました」と。「それでもだめなんだ」という話をして、いず

れ取れって言ったって取れないだろうなど。「じゃあ今回チップ敷くのが成功しなかったらどうするんだ」と言ったら、「またやる」と。「今度やる時はこの手続きちゃんとしないとだめなんですよ」と。そして「本当に30cm埋めるのならちゃんとスタッフ立てて写真残してちゃんと出せ」と。一年間の猶予があるようなので「一年間経ってまだ出来なかったらもう一回ちゃんと申請の手続きをしなさい」と言って、これは実質的には親父が社長みたいなもので、都合悪いとお互いなすりつけて逃げるんだなど思ったので。こういうのは必要なんだと。よくそういうの見つけて通報してくれた人もいたなど。新田さんもやっぱりあちこち見ているなど。現地を確認して今回やむを得ないなど、始末書も取っているしということで反省しているようなので。色々言いたいこと言って、言い過ぎたので帰りの時には「言い過ぎてごめんなさい」ということで話をしたら、「仕方ないんだ、役柄だ」と言われて来ましたので、何とか分かってもらえればいいのかなど思って来ました。あとは皆さんからご意見等を頂きながら。私もいつも言っていて、そのの所に行ってこういうふうな状況だったのかと。本人とも話す機会もなかなかないことだったんで、そうかなという感じで見てきました。

次の3番ですけれども『現状変更：〇〇』となっている所ですが、〇〇から東へ約600mに位置する場所です。〇〇の前の道路を行って踏切を渡ってすぐ左折して500m位行った所。その一帯は谷地化している所です。ガマの穂とか。農地パトロールに行った人達はその周辺を見ているんですけれども、その時に先程事務局長から報告があったように廃材等が投げてあったので、これは片付けないとだめだなど、そうしないと何もできないなど。地権者は奥さんでごみ投げたりしているのは親父だと。事務局の方で奥さんに注意しているけれども親父が持って行って投げています。いずれ廃材とか撤去してやるのが最初の部分ではないかと。自分の所の排水対策するのを手続きするのは知らないのではないかと。片付けたのを見たものですからそれを確認しながらやっていたと。そして事前着工でどこからか残土をもらって重機を頼んで均したんだそうです。また「それを取れ」と言ったら「お金かかるものですから。埋め立てしないと草も刈れない。畑はなすとかとうもろこしやっているけれども下が水なものですから。とうもろこしも30cm位しか育っていません。そんな状況の所に作付けをしたいんだ」ということだったんで、うまく育てばいいけどこの水何とかしない限りは大変なんだろうなど、盛土をしてもと見て来ましたが、最初呼びつけられた時は本人も大分興奮して来たようだし、事務局の方でも手を余した部分もあるようなんですが、後で少し冷静になって話し合いをした結果、「まずわかった。ちゃんとやります」と言ったので私達もこの部分については止むを得ないかなと。いずれ素人の

人達も農地の関係については色々な手続きが必要なんだということを分からせることが、先月の時の話もあったようにそういうことが必要なんだなと思いますので、委員の皆さんからの話を頂ければと思って報告といたします。以上です。

議 長 確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

委 員 「なし」の声

議 長 その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

委 員 「なし」の声

議 長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

議 長 これより本日の議事日程に入ります。日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には、8番 新田善男委員、9番 木村正美委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。この総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。2ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、畑1筆、面積2,327㎡について、○と農業者年金継続受給のため、使用貸借の更新をしようとするものであります。

番号2 ○○が所有する、田1筆、面積742㎡について、○○と売買しようとするものであります。

以上説明いたしました案件に係る調査書を4ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われま。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださいようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般を9番、木村正美委員、番号1を櫻田一夫推進委員、番号2を長坂則雄推進委員にお願いします。

9番 木村委員

9番、木村です。現地調査全般についてご報告いたします。8月18日、第1班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査全般についての報告は以上です。

櫻田 推進委員

西山地区、櫻田です。番号1についてご報告いたします。場所は5ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から北東へ約350mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の1～2ページをご覧ください。本件は農業者年金に係る使用貸借の再設定でございますが、農地の利用についてはこれまで特段の支障を生じておらず、牧草畑として適正に管理されておりましたので、再設定後も問題なく利用されるものと思われま。以上で報告といたします。

長坂 推進委員

栗石地区、長坂です。番号2についてご報告いたします。場所は5ページにあります『3条：○○・○○』となっているところで、○○から北へ約260mに位置する場所です。詳細な位置などは、別冊資

料の3～4ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、〇〇さんが農業を辞めるということで農地の処分を希望しており、隣接地の所有者である〇〇さんが要望を受けたことから、お互いの合意により売買するものだと聞いております。現地は耕作されておりませんが、適切に保安全管理されており、売買後は水田として利用する計画ですので問題ないものと思われれます。以上で報告いたします。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 「なし」の発声

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉会といたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会時刻 午後2時35分

以上が令和2年8月21日 雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 8 月 21 日 開催

議長 会長

議事録署名人 8 番

9 番